

茨木市駐車場及び駐輪場施設の整備に関する基準

(目的)

この基準は、「茨木市開発行為等の手続等に関する条例」第23条第3号の規定に基づき、具体的な基準を定めることにより良好な都市環境の保全及び創出を推進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駅周辺 茨木市内のJR、阪急及びモノレール駅周辺をいう。
- (2) 単身者共同住宅 専ら単身者用として使用される間取りであって、居住専用面積（食事室（食堂）兼台所・便所・浴室・収納室等を含む居室の面積（共用部分及びバルコニーは含まない。）をいう。）が39㎡未満の住戸によって構成される共同住宅その他これに類するものをいう。
- (3) 店舗面積 店舗の床面積のうち、バックヤード等を除く売場の床面積をいう。
- (4) 事務所等 常時事務作業を行う人がいる部屋（社長室その他の役員室を含む。）をいう。
- (5) 串刺し駐車 前面道路に対して複数の車室が直接面しているような配置をいう。
- (6) 単車 原動機付自転車及び自動二輪車その他これらに類するものをいう。

(駐車場の設置基準)

1 自動車保管場所設置基準

(1) 駐車場の設置必要台数

開発者は、開発区域内に次に掲げる台数の駐車場を設置しなければならない。

ただし、予定建築物の用途、開発行為等区域の周辺の交通状況等を勘案して、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

ア 戸建住宅・共同住宅等

建築物の用途	確 保 基 準		
戸建住宅 長屋建住宅	戸数×1台 以上		
共 同 住 宅	20戸以下	21戸以上 50戸以下	51戸以上
	戸数×0.5台以上	戸数×0.6台以上	戸数×0.7台以上

	※ただし、以下のいずれかに該当する場合は、必要な台数にそれぞれの係数を掛けた台数とすることができる。 1 駅周辺500m以内の場合 0.6 2 商業地域及び近隣商業地域の場合 0.6			
単身者用共同住宅	駅周辺500m以内の地域	駅周辺500mを超え1,000m以内の地域	駅周辺1,000mを超える地域	商業地域及び近隣商業地域
	戸数×0.2台以上	戸数×0.3台以上	戸数×0.5台以上	戸数×0.2台以上

イ 店舗等

建築物の用途	確 保 基 準
(ア) 店舗（店舗面積300㎡未満）	商業、近隣商業地域は店舗の床面積 250㎡/1台 住居系地域は店舗の床面積 50㎡/1台 その他地域は店舗の床面積 150㎡/1台
(イ) 店舗（店舗面積300㎡以上500㎡未満）	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（H19.2.1経済産業省告示第16号）に準じた駐車必要台数×1/2
(ロ) 店舗（店舗面積500㎡以上1,000㎡未満）	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（H19.2.1経済産業省告示第16号）に準じた駐車必要台数×2/3
(ハ) 店舗（店舗面積1,000㎡以上）	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（H19.2.1経済産業省告示第16号）に準じた駐車必要台数

ウ 事務所等

建築物の用途	確 保 基 準
事務所等	商業、近隣商業地域は事務所等の床面積 250㎡/1台 その他地域は事務所等の床面積 150㎡/1台

エ 病院・医院・診療所等

建築物の用途	確 保 基 準
病 院	ベッド10床当たり 2.5台以上
医院・診療所	延床面積100㎡当たり 3.0台以上 ※延床面積は、診察室・処置室・待合室等を含む面積（共用部分及びバルコニーは含まない。）（以下同じ。）

オ 高齢者向け共同住宅

建築物の用途	確 保 基 準
老人福祉法、社会福祉法等に基づいた施設（有料老人ホーム、	ベッド20床当たり 1台以上 身障者用駐車スペース 1台以上

特別養護老人ホーム等)	
上記以外	単身者用共同住宅の設置基準(ア 戸建住宅・共同住宅等)を適用する。

(2) 自動車保管場所の区画及び配置

区画・配置	確保基準
1 台当たり駐車スペース ※身障者用駐車スペース	最低 $2.3\text{m} \times 5.0\text{m} = 11.5\text{m}^2$ ※最低 $3.5\text{m} \times 5.0\text{m} = 17.5\text{m}^2$
配置場所	串刺し駐車は、道路の安全面の確保の上から原則として認めない。

(3) その他

ア 複合用途の建築物については、それぞれの用途に応じて上記基準を適用することを原則とし、別途協議するものとする。

イ 前各号による設置基準は、最低基準を示したものであり、計画敷地周辺の道路等に放置車両が発生しない様に、駐車台数を確保するものとし、必要に応じて敷地外に駐車場を確保する等対策を講じること。また、放置車両による付近住民の苦情に対しては誠意を持って対策を講じること。

2 駐輪場の設置基準

(1) 自転車・単車保管場所の設置必要台数

開発者は、開発区域内に次に掲げる台数の駐輪場を設置しなければならない。

ただし、予定建築物の用途、開発行為等区域の周辺の交通状況等を勘案して、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

ア 戸建住宅・共同住宅等

建築物の用途	確保基準
戸建住宅 長屋建住宅	戸数×2台以上
共同住宅	戸数×2台以上
単身者用共同住宅	戸数×1台以上

イ 自転車・単車保管場所の需要を生じさせる施設

建築物の用途	確 保 基 準
店舗等、飲食店、事務所等 学習塾、遊技場、金融機関	床面積10㎡/1台
その他、市長が特に必要 と認める施設	床面積10㎡/1台

ウ 病院・医院・診療所等

建築物の用途	確 保 基 準
病 院	ベッド10床当たり 3 台以上
医院・診療所	延床面積100㎡当たり 8.0台以上

(2) 駐輪場の区画

区画	確 保 基 準
1 台当たり駐輪スペース	最低0.5m×1.8m=0.9㎡ ※この規定によらず、駐輪ラック等を利用し、確保 基準を満たすことは可能とする。

附 則

この基準は、令和 7 年 1 月 1 日から実施する。